

日医発第 296号 (介護)
令和 6 年 5 月 7 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤 和彦
(公印省略)

「令和 6 年能登半島地震を受け、福祉避難所として開設された介護保険施設等の使用料等の取扱いに関する Q&A について」の一部更新について (その 2)

厚生労働省より、各都道府県等宛てに、福祉避難所として開設された介護保険施設等に高齢者等の避難者が避難した場合、避難所として使用する場所 (部屋) の使用料 (室料)、避難者に対する食事・水等については、災害救助法における国庫負担の対象経費となる旨は、令和 6 年 1 月 29 日付事務連絡「令和 6 年能登半島地震を受け、福祉避難所として開設された介護保険施設等の使用料等の取扱いについて」にて事務連絡が発出されております。

本件については、本会からも令和 6 年 1 月 31 日付日医発第 1947 号にて、情報提供しているところで

す。これに関連して、今般、厚生労働省より、「令和 6 年能登半島地震を受け、福祉避難所として開設された介護保険施設等の使用料等の取扱いに関する Q&A」について別添のとおり、お知らせがありましたので、情報提供いたします。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、郡市区医師会及び会員へご周知賜りたくよろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・「令和 6 年能登半島地震を受け、福祉避難所として開設された介護保険施設等の使用料等の取扱いに関する Q&A について」の一部更新について (その 2) (令 6.5.1 厚生労働省老健局総務課、介護保険計画課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課 事務連絡)

以上

事務連絡
令和6年5月1日

各
（都道府県
保健所設置市
特別区）
医務主管課
衛生主管課
介護保険主管課

各都道府県・政令市精神保健福祉主管課 御中
各都道府県災害救助担当主管課

厚生労働省老健局 総務課
介護保険計画課
高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

「令和6年能登半島地震を受け、福祉避難所として開設された介護保険施設等の使用料等の取扱いに関するQ&Aについて」の一部更新について（その2）

「令和6年能登半島地震を受け、福祉避難所として開設された介護保険施設等の使用料等の取扱いに関するQ&Aについて」（令和6年2月2日付け事務連絡）の別添「令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る介護サービスの利用料の取扱いに関するQ&A」について、別添のとおり一部更新しましたので、貴管内市町村、関係団体等に周知されますようお願いいたします。

（令和6年2月2日付け事務連絡の別添から、下線部を更新）

なお、本取扱いについては、内閣府（防災担当）に協議済みであることを申し添えます。

<照会先>

厚生労働省老健局介護保険計画課
企画法令係 新井・武村・酒井
電話：03-5253-1111（内線：2164、2260）
厚生労働省老健局高齢者支援課
企画法令係 鈴木・田中
電話：03-3595-2888（内線：3922、3929）

(別添)

令和6年能登半島地震を受け、福祉避難所として開設された介護保険施設等の
使用料等の取扱いに関するQ&A

令和6年2月2日
(令和6年5月1日更新)

厚生労働省老健局総務課
介護保険計画課
高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

問1 介護報酬の枠外である利用者の室料及び食費等に関する負担の取扱いについて、災害救助法における国庫負担の対象経費となるのか。

(答)

都道府県が施設等に避難者へのスペース提供や食事の提供等の応急救助を委託した場合、その応急救助に要する費用については、避難者一律に災害救助法における国庫負担の対象経費となり得る。

問2 補足給付を受給している者に対する応急救助に要する費用についても災害救助法における国庫負担の対象経費となるのか。

(答)

問1のとおり、都道府県が施設等に避難者へのスペース提供や食事の提供等の応急救助を委託した場合、その応急救助に要する費用については、避難者一律に災害救助法における国庫負担の対象となり得る。そのため、避難者が補足給付対象者であるか否かは関係なく、一律に災害救助法における国庫負担の対象経費となり得る。

問3 補足給付を受給している者については、災害救助法における国庫負担の対象額をどのように算定するのか。

(答)

補足給付は、低所得の方の負担軽減のため、本人からの申請に基づき、食費や居住費に関し、負担限度額を設け、基準費用額との差額を給付しているものである。

災害救助法における国庫負担については、都道府県が施設等に避難者へのスペース提供や食事の提供等の応急救助を委託した場合、その応急救助に要する費用について、避難者一律に災害救助法における国庫負担の対象となり得る。

そのため、請求に応じ、両者から必要な額が支給されることとなる。

補足給付の対象者に係る災害救助法における国庫負担の対象額の算定においては、避難者へのスペース提供や食事の提供等の応急救助に要した実費が対象となるものであるため、補足給付支給額を控除すること。

問4 利用者について、今回の震災を原因として要件の確認が遅れたため、後に補足給付の申請要件を満たしていることが判明したことから、特段の事情があると保険者で判断し、申請後、利用月に遡って支給した場合、災害救助法における国庫負担と調整する必要性はあるのか。

(答)

災害救助法における国庫負担については、都道府県が施設等に避難者へのスペース提供や食事の提供等の応急救助を委託した場合、その応急救助に要する費用について、避難者一律に災害救助法における国庫負担の対象となり得る。

そのため、請求に応じ、両者から必要な額が支給されることとなる。

補足給付の対象者に係る災害救助法における国庫負担の対象額の算定においては、避難者へのスペース提供や食事の提供等の応急救助に要した実費が対象となるものであるため、補足給付支給額を控除すること。

問5 避難者が、一時的な避難の期間中に介護保険による介護サービスを受けるため、福祉避難所として開設された介護保険施設等と契約を行った場合も、応急救助に要する費用は災害救助法における国庫負担の対象経費となるか。

(答)

災害救助法における国庫負担については、都道府県が施設等に避難者へのスペース提供や食事の提供等の応急救助を委託した場合、その応急救助に要する費用について、避難者一律に災害救助法における国庫負担の対象となり得る。

したがって、介護保険施設等との契約の有無が影響するものではない。